

医療費のお知らせ発行申請書

申請日 令和 年 月 日

全日本理美容健康保険組合 理事長 殿

「医療費のお知らせ」（令和 年 月診療分～令和 年 月診療分）※について、発行を申請いたします。

被保険者記入欄（ご本人が記入ください）	①	被 保 険 者 証	記 号		番 号	
	②	事 業 所 名				
	③	被 保 険 者 住 所		〒 ー TEL ()		
	④	被 保 険 者 名				
	⑤	被保険者生年月日		昭和 ・ 平成 年 月 日		
	⑥	③以外に送付を希望される場合はご記入ください（事業所に送付を希望される場合は事業所宛とご記入ください）	住 所	〒 ー		
			宛 名			
※通知書の対象期間について、 右記のいずれかにチェックし、 必要事項をご記入ください。 (②の診療月に記入がない場合、 受付時点の医療費データで通知 いたします)			① 令和 年 12 月診療までの通知をご希望の方 → ☐ ※3 月中旬以降の発送となります ② 令和 年 【 】 月診療までの通知をご希望の方 → ☐ (医療費データ到着のタイミングで随時発送いたします)			

ジェネリック医薬品についてのお知らせ

「ジェネリック医薬品」とは、製薬会社の名前ではありません。「先発医薬品」の特許が切れた後に販売される比較的安価な「後発医薬品」のことです。

現在お使いの薬がジェネリック医薬品に変えることができれば、負担している薬代の節約にもつながります。一度ご検討ください。



ポイント

1

先発医薬品に比べて価格が安く、経済的です。

医薬品の開発には多額の費用がかかります。「ジェネリック医薬品」は、特許期間が経過した後で作られる薬ですから、平均して先発医薬品より安価です。

※薬によっては、対応するジェネリック医薬品が製造されていない場合もあります。

ポイント

2

効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。

国では、ジェネリック医薬品が先発医薬品と同じレベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて、欧米と同様の基準で審査を行っています。

※先発医薬品と同一成分ですが、使用できる病気や効能が異なる場合がありますので、医師、薬剤師にご相談ください。

ポイント

3

あなたの薬を「ジェネリック医薬品」に変えるための方法

①お医者さんに聞いてみましょう。

- ・医療機関での診察のとき、薬の話になったら「ジェネリックにしたいのですが・・・」と聞いてみましょう。

②処方せんを確認しましょう。(24年4月から処方せん様式が変わっています)

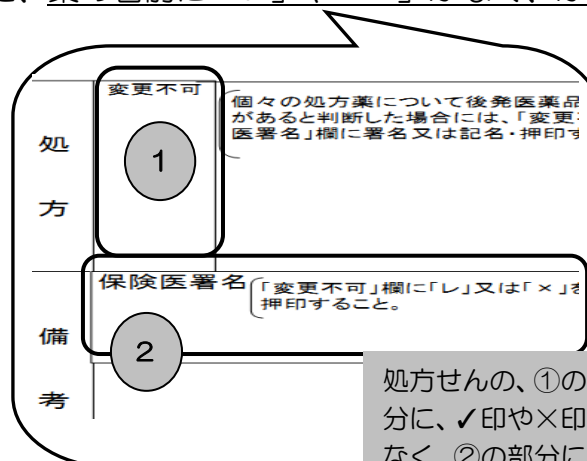
- ・薬局で薬をもらうための処方せんに書かれた、薬の名前に「✓」や「×」がなく、かつ、医師の署名がなければ、ジェネリック医薬品に変更できます。

③薬剤師に相談し、説明を受けましょう。

- ・変更となるジェネリック医薬品の特徴や価格、注意点などの説明を受けましょう。

④薬を選びましょう。

- ・薬剤師の説明を参考に薬を選びましょう。なお、ジェネリック医薬品に変更した場合は、原則として薬剤師から医師に連絡が入ります。



※薬局によって取り扱いのない場合や、取り寄せになる場合があります。